

リニア中央新幹線の建設促進と  
奈良駅設置に関する決議

全国新幹線鉄道整備法に基づき基本計画が決定し、昭和四十八年十一月十五日告示されている中央新幹線は、東海道新幹線の災害時における代替路線として、また、多極分散型国土を形成するうえからも、極めて重要な路線である。

この中央新幹線の早期着工について、基本計画のルート関係八都府県とその実現方について、今日まで努力してきた結果、山梨県内において実験線の建設決定をみたところである。

奈良県においては、国内外に開かれた国際文化観光平和県として発展を期すうえでは非必要な高速鉄道であることより、奈良県議会は、リニアモーターカー方式による奈良市経由の中央新幹線の早期実現と奈良市にこれの停車駅が設けられるよう、県民をはじめ県内各界各層及びリニア中央エクスプレス建設促進奈良県期成同盟会とともに、総力を挙げて国等関係機関に要請するなどその実現に努力する。以上、決議する。

平成元年十二月六日